

産業振興の観点から宇宙活動法への要望

平成 21 年 8 月 24 日

社団法人日本航空宇宙工業会

宇宙基本法・第三十五条 2 項（法制の整備は我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする）に基づき、下記要望する。

●参照資料

<第 5 回 宇宙活動に関する法制ワーキンググループ 資料 3 >

・宇宙活動法への要望（その 2）修正版（社団法人日本航空宇宙工業会）

●要望事項

1. 上記参照資料<宇宙活動法への要望>の宇宙産業振興法に係わる要望事項について、第一に①を要望するが、これが現段階では結論が出せないと判断される場合には、②を要望する。
 - ①上記参照資料の要望事項を含んだ宇宙産業振興法（仮称）を別途制定することとし、併せて、制定に向けた具体的な体制、制定目標時期等を明らかにする。
 - ②上記参照資料にあるような要望事項を実現するために必要な取組を今後政府主導の下で継続して実施する旨を宇宙活動法の中に盛り込む。当該規定は本則にあることを殊に要望する。
2. 上記参照資料<宇宙活動法への要望>の宇宙産業振興政策に係わる要望事項について、我が国の政策（宇宙基本計画、各省の政策等）にどう反映するか明らかにする。